

○「人材開発支援助成金」の手続きに関する 「職業能力開発推進者選任調べ」の取り扱いについて

千葉県内事業主の皆様へ

当協会の事業運営につきましては、日頃より多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職業能力開発促進法に基づく、「職業能力開発推進者」の選任につきましては、平成29年度は、当協会の職業能力開発サービスセンターで受け付けを行っておりますが、平成29年度の「人材開発支援助成金」の申請手続きを行う際は、「職業能力開発推進者を選任していること」は要件ですが、「職業能力開発推進者選任調べ」を当職業能力開発サービスセンターへ提出いただく必要はございませんのでご案内申し上げます。

なお、「人材開発支援助成金」に関する手続きは、全て各労働局が行っておりますので、詳細につきましては、千葉労働局分室までお尋ねください。

<http://chivada.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/9b2fd716f675183eab6fa14b61f2f993.pdf>